(趣旨規定)

第1条 この要綱は、長引く新型コロナウイルス感染症流行の影響のほか、国際情勢による物価 高騰による影響を受け経営環境が悪化している市内の農家に対して、加西市農家等物価高騰対 策支援補助金(以下「補助金」という。)を交付し、所得支援と営農意欲の向上を図ることにつ いて、加西市補助金等交付規則(平成30年加西市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事 項を定めることにより、適正で効率的な補助金の交付事務を行うことを目的とする。

(交付対象者)

- 第2条 交付金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 市内に住所を有する個人又は主たる事業所若しくは事務所を有する法人若しくは集落営農組織であること。
- (2) 令和4年に農畜産物の生産及び販売を目的として農業を営み、かつ、令和5年以後もその意思を有するものであること。

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる額とする。
- 2 別表に規定する農業収入額は、当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 個人であるときは、令和4年分の確定申告又は令和5年度住民税申告における農業収入 のうち、雑収入と農産物の棚卸高の期首を除いた収入金額の計
  - (2) 法人又は集落営農組織であるときは、令和4年産分の事業年度における決算書(損益計算書)等のうち農産物の販売金額、事業消費金額、農産物の棚卸高(期末)の額

(補助金の交付の申請及び支給方法)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書兼請求書に 次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
  - (1) 令和4年分の確定申告書又は令和5年度市県民税申告書、若しくは法人税申告書の写
  - (2) 令和4年分の所得税青色申告決算書又は収支内訳書(白色申告)、若しくは決算書(損益計算書)の写し
    - (3) 振込先通帳等の写し

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定兼確定通知書又は不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるもの

とする。

2 市長は、前項の通知について電子情報処理組織を使用して行うことができる。

# (補助金の請求)

第6条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、市長に対し補助金の交付を請求するものとする。この場合において、第4条に規定する交付申請書兼請求書を請求書として取扱い、交付決定日をもって請求日とみなす。

# (交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は 交付を受けたものと認めたときは、申請者に対し交付決定取消通知書により通知するものとす る。

### (補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付されているときは、返還命令通知書により、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附則

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

#### 別表

生産品目	農業収入額	補助額
畜産以外 (水稲、果樹、野 菜、花卉等)	10万円以上 50万円未満	1万円
	50万円以上 100万円未満	2万円
	100万円以上 500万円未満	5万円
	500万円以上	10万円
畜 産	10万円以上 500万円未満	10万円
	500万円以上	20万円